

徳原自治会会則

第一条

本会は、徳原自治会と称し、事務局を自治会長宅におく。

第二条（会員）

本会の会員は徳原自治会区域に居住するもの及び同区域内に所在する事業所をもって組織する。

第三条（目的）

本会は自治の精神にのっとり会員が相互に協力し、分担し合って明るい住みよい町作りを図り、もって幸せな地域社会を築く事を目的とする。

第四条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 益田市並びに関連団体と連絡を緊密にし、地域社会の一員として地域の活動に協力する。
- ② 従来から伝えられた地域内の慣習を尊重し、社会福祉、教育環境の整備、衛生の普及、公共施設の改善を図り、体育文化の向上と健康の増進に寄与する。
- ③ その他前条の目的達成に必要な事業。

第五条（方針）

本会は地域住民の生活向上を本旨とする自主独立のものであり外部団体からの干渉や圧力に利用されてはならない。

第六条（役員とその任務）

本会に次の役員おく。

- ① 会長（一名）本会を代表統率し、会議の招集及びその会議の議長となる。
- ② 副会長（二名）会長を補佐し会長事故ある時はこれを代理する。
- ③ 幹事（若干名）会長の指示に従い本会の企画に参画し、会の推進をはかる。
会計・衛生・連絡・青少協等諸会務を副会長とともに分担する。
- ④ 会計監査（二名）本会の会計を監査する。
- ⑤ 隣保組長 各隣保を代表し組長会議に参画し隣保内の意見を徴し、連絡、諸行事、集金等を担当する。
- ⑥ 副組長 組長事故ある時はこれを代理し青少協行事を担当する
- ⑦ 顧問（若干名）会の運営に参画し会長の諮問に答える。

第七条（役員の選任及び任期）

- ① 自治会長は各世帯、一票ずつの無記名投票により選出する。任期は一期二ヶ年とする。但し、再任を妨げない。
- ② 副会長、幹事は会長が選任し、組長会議の承認を得て委嘱する。任期は二ヶ年とする。
- ③ 隣保組長及び副組長は、各隣保ごとに任意の方法により選任する。任期は一ヶ年とする。
- ④ 会計監査は総会において選任する。任期は一ヶ年とする。
- ⑤ 顧問は会長が選任し、役員会にはかって委嘱する。
- ⑥ 自治会長の選任は次項第七条の1規定の選挙管理委員会がこれを執り行う。

第七条の1（選挙管理委員会）

- ① 選挙管理委員会は会長を副自治会長より選出し、組長を委員とする。
- ② 選挙管理委員会は自治会長選任の全責任を負う。
- ③ 自治会長の任期満了の年は再任の意志を確認し、辞意ある時は会長選任を行う。
- ④ 選挙管理委員会運営に問題ある時は、同委員会にて協議して決める。

第八条（会議）

1. 総会

- ① 本会の最高決議機関で会長がこれを招集する
- ② 定例総会は毎年一回開催し必要に応じて臨時総会を開くことができる
- ③ 総会においては、規則の改廃、会計監査の選任、予算・決算の承認、その他重要事項について審議する
- ④ 議事は出席者の過半数をもって決する。

2. 組長会議

- ① 隣保組長をもって構成し、会長がこれを招集する。
- ② 定期組長会議は年二回とし、役員承認、総会議案の審議、諸行事の推進について協議を行う。
- ③ 臨時組長会議は必要に応じて開くことができる。
- ④ 議事は出席者の過半数をもって決する。

3. 役員会

- ① 会長、副会長、幹事及び顧問により構成し必要に応じて会長が招集する。
- ② 役員会は総会、組長会議の承認事項を執行するとともに重要会務を審議し事業遂行の中心となる。

第九条（経費）

本会の経費は会費及び補助金、寄付金をもって、これに充てる。

第十条（会計年度）

本会の会計年度は四月1日より三月末日に終わる。

*本規約の沿革

- 昭和55年4月1日実施
- 昭和55年5月18日改正（第7条1、第8条1(2)、第8条2(2)）
- 平成15年3月15日改正（第7条1、第7条2）
- 平成20年3月9日改正（第7条1、第7条2）
- 平成22年4月26日改正案提示（第6条②改正、第7条⑥追加、第7条の1追加）
総会にて承認

改正 平成 15 年 4 月改正

旧第七条（役員を選任及び任期）

- ① 会長は各世帯、一票ずつの無記名投票により選出する。
任期は二ヶ年とする。但し、再任を妨げない。
- ② 副会長、幹事は会長が選任し、組長会議の承認を得て委嘱する。
任期は二ヶ年とする。
- ③ 隣保組長及び副組長は、各隣保ごとに任意の方法により選任する。
任期は一ヶ年とする。
- ④ 会計監査は総会において選任する。任期は一ヶ年とする。
- ⑤ 顧問は会長が選任し、役員会にはかって委嘱する。

改正 平成 20 年 3 月改正

旧第七条（役員を選任及び任期）

- ① 会長、副会長の選出は下記の通りとする。
 - 各隣保を 4 班に分ける、各班より会長、副会長を選出する選出方法は各班にて自由に行うものとする。
 - 1 班 1 の 1 ・ 1 の 2 ・ 2 隣保
 - 2 班 3 ・ 4 ・ 5 の 1 隣保
 - 3 班 5 の 2 ・ 6 ・ 7 隣保
 - 4 班 8 ・ 9 ・ 1 0 隣保
 - 各班の順番は下記の通りとする
 - 2 0 0 3 年 4 月～2 0 0 5 年 3 月 1 班
 - 2 0 0 5 年 4 月～2 0 0 7 年 3 月 3 班
 - 2 0 0 7 年 4 月～2 0 0 9 年 3 月 4 班
 - 2 0 0 9 年 4 月～2 0 1 1 年 3 月 2 班
 - 以下繰り返す
- ② 幹事は会長が選出し、組長会議の承認を得て委託する任期は 2 年間とする
- ③ 隣保組長及び副組長は、各隣保ごとに任意の方法により選出する。
任期は 1 年間とする。
- ④ 会計監査は総会において選出する。任期は 1 年間とする。
- ⑤ 顧問は会長が選任し、役員会にはかって委嘱する。

改正 平成 22 年 4 月改正

旧第七条（役員を選任及び任期）

- ① 会長は各世帯、一票ずつの無記名投票により選出する。
任期は二ヶ年とする。但し、再任を妨げない。
- ② 副会長、幹事は会長が選任し、組長会議の承認を得て委嘱する。
任期は二ヶ年とする。
- ③ 隣保組長及び副組長は、各隣保ごとに任意の方法により選任する。
任期は一ヶ年とする。
- ④ 会計監査は総会において選任する。任期は一ヶ年とする。
- ⑤ 顧問は会長が選任し、役員会にはかって委嘱する。